

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。

提出意見に関連する条例準備書の該当ページ数又は環境影響評価項目等

(条例準備書についての環境の保全の見地からの意見)

公共用地が減る再開発事業など聞いたことがない

市当局は、市道鷺沼線は無くなるが、交通広場(バスターミナル)が広がって市民の利便性が増すと言うが、バスターミナルは元々東急の土地で、そこが少し広がるだけ。どこに公共用地が広がるのか。市当局は、はっきりと公共用地は減りますと答えています。

そもそも再開発事業は、密集した古い木造住宅を整理して高層ビルに集約し、空いた土地に公園や広場、道路を建設する公共用地を確保する事業です。

そのことで住民と市民の利便性を高めると国土交通省のホームページに掲載されています。

本来、公共用地が減る再開発はありえません。どうしても減る場合は、それに数倍する公共性が担保されなければならないというのが再開発事業の常識です。

また、廃道になる市道鷺沼線の利用度、重要度が検証され、それに代わるものが廃道より優位なのかを検討されなければなりません。その比較は検討されていますか。

意見記入欄

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に__枚中__枚目と全体の枚数を記載してください (例: 3枚中1枚目)。

提出期限 令和2年8月12日(水)まで(郵送の場合は当日消印有効)